

知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第2号に掲げるうに漁業、第6号に掲げる機船船びき網漁業及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 うに漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
うに漁業	第一種共同漁業権共第102号	4月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	第一種共同漁業権共第102号の免許を受けている宮城県漁業協同組合（気仙沼地区支所大島出張所）の書面による同意を得た者
	別記	4月1日から 9月30日まで	定めなし	定めなし	第一種共同漁業権共第106号の免許を受けている宮城県漁業協同組合（大谷本吉支所）の書面による同意を得た者

※ 別記

第一種共同漁業権共第106号の区域のうち次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点甲 旧気仙沼市と旧本吉郡本吉町との境界

ア 基点甲から129度 610mの点

イ 基点甲から129度 2,840mの点

ウ 基点甲から133度 3,170mの点

エ 基点甲から149度 2,880mの点

オ 基点甲から178度 770mの点

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から令和4年9月30日まで

2 機船船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
おきあみ1そうびき機船船びき網漁業	宮城県沖合海面	2月15日から5月31日まで	定めなし	20トン未満	62	県内に住所を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から令和4年2月4日まで

3 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業（貝桁漁業）	第一種共同漁業権共第156号	2月1日から4月30日まで	定めなし	5トン未満	1	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮城県漁業協同組合（仙南支所（亶理））と共同して当該漁業を営もうとする者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年12月27日から令和4年1月28日まで